

堺市立ビッグバン 指定管理者公募に係る質問及び回答一覧

No	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
0	募集要項	7	Ⅲ-2-(7)-⑨	子どもたちの遊びを支援するボランティアの方について、下記現状をお尋ねします。 ・ボランティアの人数、フロア配置状況 ・ボランティアの方が館内において支援活動をしている時間（何時から何時まで） ・ボランティアへの謝礼額等（交通費支給額）	令和8年8月31日現在の状況は次のとおりです。 ボランティア登録者数：53人 フロア配置状況：休日8人 平日5～7人（団体利用者が多い平日は6～8人） 活動時間：午前10時から午後5時 謝礼：（1日勤務）1,300円/日 （半日勤務）650円/日 交通費：実費支給（ただし、往復上限1,000円まで）
1	募集要項 募集要項別紙7 （応募書類一式）	16	Ⅲ-6-(2) 別紙4仕様書Ⅵ 応募書類様式5-5-1	募集要項Ⅲ-6-(2)及び別紙4仕様書Ⅵには、年間有料入館者目標として、「令和9年度23万人、令和10年度23.5万人、令和11年度24万人、令和12年度24.5万人」と記載されています。一方、応募書類の様式5-5-1には【記載イメージ】として、異なる人数が記載されています。応募書類の様式5-5-1の人数は、あくまで記載イメージであり、市として求める水準は、募集要項及び仕様書に記載されている人数が正しいという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	17	Ⅲ-6-(4)	光熱水費が急激に高騰した場合、指定管理料の改定や市による価格変動スライド条項（エネルギー価格変動リスクの補填措置）の適用はあるかご教示ください。	光熱水費の高騰について、スライド条項の適用はございません。
3	募集要項	17	Ⅲ-13	「業務の第三者への委託」について、委託先は「堺市入札参加資格者」を有する必要があるでしょうか。 また、「当該委託先からさらに再委託」する場合、再委託先は「堺市入札参加資格者」を有する必要があるでしょうか。 さらに、「業務の第三者への委託」について、「当該委託先からさらに再委託」する場合、再委託先についても「堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者」に再委託はできないのでしょうか。	指定管理者は、市が承認する場合を除き、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。第三者委託先及び当該委託先からの再委託先については、必ずしも「堺市入札参加資格者」を有する必要はありません。ただし、「堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者」、「堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者」、「暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者」への委託及び再委託はできません。
4	募集要項別紙3-1、3-2			こども劇場や展示エリア（3F・4F等）の映像音響機器には生産完了品（S-VHS、LDプレーヤー、アナログ機器等）が多く見受けられますが、これら既存機器の故障時に補修用部品の入手が困難な場合、更新費用は市負担となる認識でよろしいでしょうか。 また、現時点で更新予定の機器リストなどあればご提示いただけますでしょうか。	生産終了品が故障した場合、当然に更新するのではなく、代替手法を検討いただきます。例えば、現在、こども劇場の音響調整卓（電源基板故障－生産終了）が使用不可のため、保守委託先より代替品を借用しています。代替手法がない場合は更新を検討します。 機器の更新及び修繕（代替手法含む）にかかる費用負担については、募集要項Ⅲ-6-(4)の「指定管理料に含まれる経費にかかる補足事項」（募集要項P.10）に記載のとおりです。 また、現時点で更新予定の機器はありません。
5	募集要項別紙4 （仕様書）	8	Ⅳ.2.	施設及び設備の維持管理に関する業務について、メーカー系保守会社による点検等、委託先を指定する業務はありますでしょうか。 （例）昇降機：メーカー保守会社によるフルメンテナンス契約 等	現在、次の業務については、メーカー保守会社等によるフルメンテナンスを実施しています。 立体駐車場※1 自動ドア※2 昇降機 中央監視装置・空調制御機器保守 受変電設備精密点検 防火設備検査 非常用発電機低圧負荷試験 館内映像等設備保守 劇場照明設備保守 劇場舞台吊物設備保守 高所作業車法定点検 冷水機保守 ※1は4回/年、※2は3回/年、その他は1回/年
6	仕様書別紙1、2			フロン排出抑制法における定期点検や、特定建築物定期調査等の数年に1度の点検について、指定管理期間における実施年度をご教示いただけますでしょうか。	現在、想定している定期点検や定期調査等の実施頻度（及び実施年度）は次のとおりです。 ①建築基準法第12条第3項 特定建築物（1回/3年）※次回R10年度実施予定 建築設備（1回/年） 防火設備定期検査（1回/年） 昇降機（1回/年） ②消防法第17条 消防用設備等点検（2回/年） ③フロン排出抑制法 空調保守点検（2回/年）
7	仕様書別紙5			外構・植栽維持管理仕様書について、泉ヶ丘公園との管理区分が分かる資料があればご提示いただけますでしょうか。	別図【管理境界（平面図）】参照
8	募集要項別紙7 （施設の改修工事概要資料）	1	Ⅲ-2-(5)-②	「交流広場昇降機設備取替工事」「本館昇降機設備改修工事」の計画が記載されていますが、両工事期間中の保守については、工事会社側で行い、保守費用は指定管理者側に発生しない認識でよろしいでしょうか。	「交流広場昇降機設備取替工事」は、昇降機の使用を停止して実施するため工事期間中の保守管理業務は発生しません。「本館昇降機設備改修工事」は、2基の昇降機を交互に取り替えるため、工事期間中であっても使用中の昇降機については、保守点検の時期と重複すれば指定管理業務の中で保守管理を実施していただきます。